

中国：国防教育法の全部改正

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 湯野 基生

目 次

はじめに

I 国防教育法の制定（2001 年）

- 1 国防教育の展開
- 2 国防教育法の制定

II 国防教育法の全部改正（2024 年）

- 1 習近平政権における関連政策
- 2 改正法の制定過程

III 改正法の概要

- 1 構成
- 2 総則（第 1 章）
- 3 学校における国防教育（第 2 章）
- 4 社会における国防教育（第 3 章）
- 5 国防教育のための保障（第 4 章）
- 6 法的責任（第 5 章）

おわりに

翻訳：中華人民共和国国防教育法

キーワード：全国国防教育、愛国主義、中国共産党中央委員会宣伝部（中央宣伝部）、社会主義精神文明、国防動員、兵役、軍事訓練、中国共産党の歴史に関する文化・観光資源（紅色資源）、退役軍人

要 旨

中国の国防教育は、愛国主義を核心とし、学生、民兵等を中心に、国民全体に対して行われてきた。冷戦終結後、軍、兵役等を軽視する国民に国防の意識を共有させるため、2001年に国防教育法が制定され、国務院を中心とする実施体制が確立された。2022年、習近平政権における軍事改革、愛国主義教育の強化等を踏まえ、中国共産党中央宣伝部が国防教育を指導し、愛国主義を強調した宣伝教育を強化する新方針が示された。これに基づき、2024年9月、国防教育法の初の全部改正が行われた。改正法では、国防教育の内容及び対象範囲等が明確化され、国防教育の実施体制、実施方法等に関する規定が整備された。

はじめに

中国憲法⁽¹⁾では、祖国の防衛は、中国国民の神聖な義務であると規定されている（第55条）。憲法に基づき制定された教育法⁽²⁾及び国防法⁽³⁾には、国防教育に関する規定がある。これらを根拠とする法律が、国防教育法⁽⁴⁾である。同法は、2001年に制定された後、長らく本格的な改正が行われてこなかったが、2024年9月13日、初めて全部改正が行われ、全国人民代表大会（以下「全人代」）常務委員会第14期第11回会議において、新しい国防教育法（以下「改正法」）⁽⁵⁾が制定、同日に公布され、同月21日に施行された（中華人民共和国主席令第30号）。改正法では、習近平政権の方針に基づき、国防教育の実施体制を変更し、愛国主義を強調し、関係する宣伝教育を強化するための規定等が整備された。

以下、Ⅰでは2001年の国防教育法の制定に係る背景・経緯を、Ⅱでは2024年の同法改正に係る背景・経緯を、Ⅲでは改正法の概要をそれぞれ略述し、最後に、改正法の全文を訳出する。

Ⅰ 国防教育法の制定（2001年）

1 国防教育の展開

現代中国において、国民全体を対象とする国防教育は、中華人民共和国建国（1949年）前に、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年5月8日である。本稿では、中国の法律の原文は、一部を除き、国家法律法規データベース（「国家法律法規数据库」〈<https://flk.npc.gov.cn/index.html>〉）から閲覧した。

(1) 「中华人民共和国宪法」2018年3月11日改正、施行。

(2) 「中华人民共和国教育法」2021年4月29日改正、同月30日施行。第6条において、国は、被教育者に対し、愛国主義等の教育を行い、国防等の教育を行うことが規定されている。

(3) 「中华人民共和国国防法」2020年12月26日改正、2021年1月1日施行。中華人民共和国主席令第67号。第3条に、国は、全国民による国防に係る教育を普及させると定めるほか、国防教育の章（第43条から第46条まで）には、国防教育の目的、方針、実施体制等に関する規定がある。湯野基生「【中国】国防法の改正」『外国の立法』No.286-2, 2021.2, pp.26-27. <<https://doi.org/10.11501/11633271>>

(4) 「中华人民共和国国防教育法」『中华人民共和国国务院公报』2001年21号, 2001.7. <https://www.gov.cn/gongbao/content/2001/content_60892.htm> 2001年4月28日公布、施行。中華人民共和国主席令第52号。

(5) 「中华人民共和国国防教育法」2024年9月13日改正、同月21日施行。

抗日戦争に関して中国共産党が示した方針が起源とされる⁽⁶⁾。朝鮮戦争（1950～1953年）の停戦後の1955年、『人民日報』において、国民が国際情勢に対する警戒意識を失わないように、国防教育を強化し、愛国主義等の精神を発揚すべきこと等を主張する社説⁽⁷⁾が掲載された。同年に兵役法⁽⁸⁾が初めて制定され、学生に対し軍事訓練を実施することが定められた。また、1958年に、民兵⁽⁹⁾の創設に関する中国共産党中央委員会の決定が制定され、民兵に軍事訓練と政治教育を実施することが定められた⁽¹⁰⁾。

1978年以降、中国では、市場経済を導入する改革開放を進める一方、西側諸国のイデオロギー浸透に対抗するため、1979年から「社会主義精神文明の建設」⁽¹¹⁾が提唱されるようになった。当時の中国共産党の最高権力者であった鄧小平は、国防教育と愛国主義は、共に精神文明の領分であるとして、愛国主義を中心的内容とした国防教育を進め、全国民による国防（以下「全国国防」）という観念を強化することを指示した⁽¹²⁾。また、1984年、兵役法⁽¹³⁾が改正され、高等教育機関（大学等）及び高級中学（日本の高等学校に相当）における軍事科目の内容を定めた大綱⁽¹⁴⁾が初めて策定された。同年から、各地で少年軍事学校⁽¹⁵⁾の設立も始まった。

2 国防教育法の制定

(1) 国防教育法制定の背景

改革開放が進み、1989年に米ソ冷戦が終結すると、国民の間で、軍、兵役を軽視し、忌避する気運が高まった⁽¹⁶⁾。当時の政権指導部は、これを「平和による思想的弛緩」⁽¹⁷⁾とみなし、冷戦終結後の米国一強の世界情勢に対する警戒感もあり、平時にあって危機を思う憂患意識⁽¹⁸⁾を国民に共有させる必要があると考えた⁽¹⁹⁾。こうした背景の下、1994年、愛国主義教育を強化する具体的な施策を示した「愛国主義教育実施綱要」が策定され⁽²⁰⁾、次いで、1997年には

(6) 抗日救国のための新しい教育制度・課程を実施し、学生に軍事訓練を実施することを求めた「抗日救国十大綱領」（1937年）等がある。劉洪順「中国共产党关于国防教育的理论与实践」『军事历史』2021年4期, 2021.7, pp.8-9.

(7) 「向人民群众经常进行国防教育」『人民日報』1955.1.4.

(8) 「中華人民共和國兵役法」『中華人民共和國國務院公報』1955年15號, 1955.9, pp.740-747. 1955年7月30日公布、施行。

(9) 生産活動に従事しながら、人民解放軍を支援する予備戦力であり、人民解放軍及び人民武装警察と共に、中国の「武装力量」（武装力を意味する。）を形成する。茅原郁生編『中国軍事用語事典』蒼蒼社, 2006, pp.406-408.

(10) 劉 前掲注(6), p.10.

(11) 白土悟「中国の社会主義精神文明建設における大衆の文化建設に関する考察」『九州大学留学生センター紀要』22号, 2014.3, pp.69-107. <https://api.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_download_md/4777989/022_p069.pdf> 1982年制定の憲法第24条にも盛り込まれている。

(12) 劉 前掲注(6), p.11.

(13) 「中华人民共和国兵役法」『中华人民共和国国务院公报』1984年13号, 1984.6, pp.437-447. 1984年5月31日公布、同年10月1日施行。中華人民共和國主席令第14号。

(14) 中央軍事委員会等により、大学等高等教育機関については、高等教育機関軍事科目教授大綱（「高等院校军事课教学大纲」）が、高級中学については、高級中学軍事科目教授大綱（「高级中学军事课教学大纲」）が策定された。

(15) 中国語原文「少年军校」。児童・生徒の愛国心の向上等を目的として、共產主義青年団及びその指導を受ける少年先鋒隊等によって実施される軍事訓練、キャンプ等の課外活動又はその活動場所。「少年军校」中国共青团 <https://www.gqt.org.cn/xxgk/zdgg/202209/t20220921_789703.htm>

(16) 2001年の国防教育法の制定について、日本語では、弓野正宏「中国「国防教育法」の制定と施行—軍民関係制度化の意義と限界—」『早稲田政治経済学雑誌』369号, 2007.10, pp.58-77等の研究がある。

(17) 中国語原文「和平麻痹思想」。平和な生活に満足し、戦争に対する警戒、準備が十分でない精神状態をいう。

(18) 国や公を憂い、そのために行動しようとする意識。中国共産党第15回党大会（1997年）以降の報告で言及され、習近平政権では特に強調されている。吳德剛「一以貫之增强忧患意识」2018.7.11. 人民网 <<http://theory.people.com.cn/n1/2018/0711/c40531-30139075.html>>

(19) 劉 前掲注(6), p.12.

国防法⁽²¹⁾が制定され、1999年から国防教育法の起草が開始された。2001年4月28日、国防教育法が可決、公布され、同日に施行された（中華人民共和国主席令第52号）。同年8月には、毎年9月第3土曜日を全国国防教育の日とすることが、全人代常務委員会によって決定された⁽²²⁾。

(2) 国防教育法に基づく体制の整備

国防教育法の起草では、全国の国防教育を統一的に管轄する体制の欠如等が問題とされた⁽²³⁾。2001年制定の同法では、国務院が国防教育に係る活動⁽²⁴⁾を指導し（第6条）、国務院の国防教育業務機構が、全国の国防教育に係る活動の計画、調整等を行う（第7条）と定められた。その規定に基づき、2002年、国防教育を指導し、監督する組織として、国防教育弁公室が設置された⁽²⁵⁾。国防教育弁公室は、1994年に国務院に設置された国家国防動員委員会⁽²⁶⁾に属する組織であり、国務院総理が指導を行うこととされた⁽²⁷⁾。

また、国防教育法第30条に基づき、2006年、国家国防動員委員会によって、全国国防教育大綱が策定された⁽²⁸⁾。同大綱は、国防教育の対象として、国の機関の職員、児童・生徒・学生、民兵・予備役⁽²⁹⁾等を設定し、各対象に施す国防教育の内容の大枠等を定めたものである。さらに、国防教育に有用な施設等を国防教育基地⁽³⁰⁾に指定できることを定める同法第28条等に基づき、2007年、国家国防動員委員会によって、国防教育基地の指定に係る規則⁽³¹⁾が策定された。

(20) 「爱国主义教育实施纲要」『中华人民共和国国务院公报』1994年20号, 1994.9, pp.853-861; 岡村志嘉子「中国の愛国主義教育に関する諸規定」『レファレンス』No.647, 2004.12, pp.70-73. <<https://doi.org/10.11501/999913>>

(21) 「中华人民共和国国防法」『中华人民共和国国务院公报』1997年11号, 1997.4, pp.501-511. 1997年3月14日公布、施行。中華人民共和国主席令第84号。

(22) 「全国人民代表大会常务委员会关于设立全民国防教育日的决定」2001年8月31日公布、施行。

(23) 王黎红「靠法制实现国防教育社会化——谈谈《中华人民共和国国防教育法（草案）》的起草情况一」『中国民兵』2001年1期, 2001.1, p.6.

(24) 中国語原文「工作」。本稿では、基本的には「業務」と訳している。ただし、その意味する内容は、日本語の「業務」より広いため、業務とは言えない個人の活動等をも含むと考えられる場合には、「活動」と訳した。

(25) 杨永康「我国国防教育领导和工作体制的法律解读」『西部学刊』2013年3期, 2013.3, pp.52-55.

(26) 国防動員に係る計画の策定、検査・監督、関係活動の調整・指導等を行う。「国务院、中央军委关于成立国家国防动员委员会的通知」1994.11.29. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/content/2011-08/12/content_7081.htm>

(27) 「2002年中国的国防」『人民日报』2002.12.10.

(28) 中国語原文「全民国防教育大纲」。2014年に改定されている。「《全民国防教育大纲》修订印发」2014.7.12. 共产党员网 <<https://news.12371.cn/2014/07/12/ARTI1405120565893281.shtml>>

(29) 人民解放軍の予備役に服する者も、軍に属さない民兵と同じく、人民解放軍の現役部隊の予備戦力として、軍事訓練に参加する（国防法第58条等）。

(30) 烈士、革命に関する記念施設、博物館等の中から重要な施設が指定される。軍事訓練に直接関わる施設（少年軍事学校等）、歴史教育の性格が強い施設（戦争記念館等）に大別される。田佳・兰兰「国防教育基地建设现状、问题与对策建议——以实训类国防教育基地为例」『西部学刊』2023年6期, 2023.3, pp.145-148.

(31) 中国語原文「国防教育基地命名管理办法」。刘 前掲注(6), p.14. この規則の全文は、2025年5月現在、国防部のウェブサイト等では確認できていない。

Ⅱ 国防教育法の全部改正（2024 年）

1 習近平政権における関連政策

(1) 国防動員体制改革

習近平政権では、2015 年頃から、軍事体制の改革⁽³²⁾の一環として、「国防動員体制改革の深化」を掲げ、軍民の一体化、予備戦力体制の強化等が進められてきた⁽³³⁾。2016 年、中央軍事委員会の組織再編に伴い、総参謀部⁽³⁴⁾が解体され、民兵、予備役、地方軍区等を管轄する国防動員部が新たに成立した⁽³⁵⁾。また、2020 年、国防法が改正され、これと前後して、退役軍人保障法⁽³⁶⁾の制定、兵役法⁽³⁷⁾の改正、予備役人員法⁽³⁸⁾の制定等が行われた。2021 年、「国防動員体制改革の深化期間において、関係法律の規定の適用を一時的に調整する」全人代常務委員会の決定⁽³⁹⁾が制定された。この決定では、「国防動員体制改革」に関する国防教育法等の法律について、改革の進展に即して改正するには時間を要するため、指導体制、業務分担等に関する規定の効力を暫定的に制限し、その間は他の関係規則を適用することのほか、改革の成果が固まった後に、改めて法改正を行うことが定められた。

(2) 愛国主義教育の強化

中国では、建国以来、愛国主義に基づく教育が重視され、憲法では、人民に「愛国主義、集団主義、国際主義及び共産主義の教育を行う」（第 24 条）と規定されるほか、教育法、国防動員法⁽⁴⁰⁾等の法律にも、愛国主義の教育の実施が規定されている。

習近平政権では、思想教育を重視し、「愛国」を内容の一つに含む社会主義核心価値観⁽⁴¹⁾が

(32) 茅原郁生『中国人民解放軍—「習近平軍事改革」の実像と限界—』PHP 研究所, 2018 等を参照。

(33) 例えば、2016 年の第 13 次 5 年計画では、国防動員体制・メカニズムの整備として、全国国防教育、予備戦力の建設、支援保障能力の強化等を進めるとしていた。「中华人民共和国国民经济和社会发展第十三个五年规划纲要」2016.3.17. 中国政府網 <https://www.gov.cn/xinwen/2016-03/17/content_5054992.htm>

(34) 中央軍事委員会に直属した四つの本部の一つで、国防動員等に関わる機能を含む軍令部門を管轄した。

(35) 国防動員部は、中央軍事委員会に直属する 15 の部門の一つである。「国防部召开军委机关调整组建专题新闻发布会」2016.1.11. 中国政府網 <https://www.gov.cn/xinwen/2016-01/11/content_5032169.htm>；「新时代的中国国防」『人民日报』2019.7.25.

(36) 「中华人民共和国退役军人保障法」2020 年 11 月 11 日公布、2021 年 1 月 1 日施行。中華人民共和國主席令第 63 号。湯野基生「『中国』退役軍人保障法の制定」『外国の立法』No.286-2, 2021.2, p.37. <<https://doi.org/10.11501/11633273>>

(37) 「中华人民共和国兵役法」2021 年 8 月 20 日改正、同年 10 月 1 日施行。中華人民共和國主席令第 95 号。湯野基生「『中国』兵役法の改正」『外国の立法』No.289-2, 2021.11, p.49. <<https://doi.org/10.11501/11863406>>

(38) 「中华人民共和国预备役人员法」2022 年 12 月 30 日公布、2023 年 3 月 1 日施行。中華人民共和國主席令第 127 号。

(39) 「全国人民代表大会常务委员会关于深化国防动员体制改革期间暂时调整适用相关法律规定的決定」『中华人民共和国全国人民代表大会常务委员会公报』2021 年 7 号, 2021.11, p.1320. <<http://www.npc.gov.cn/wxzlhgbc/27214/gb2021/202112/P020230313536853665851.pdf>> 2021 年 10 月 23 日公布、同月 24 日施行；盛斌「对《关于深化国防动员体制改革期间暂时调整适用相关法律规定的決定（草案）》的说明」同, pp.1320-1321. なお、2020 年改正の国防法で、國務院の職権から国防教育の指導が削除される（第 14 条）等、指導権限に関する規定が変更された。これと国防教育法等との間の適用上の矛盾を解決するため、本決定が制定されたと考える見解がある。洪子傑「解讀中共暫時停止適用《國防動員法》等四法」『國防安全雙週報』41 期, 2021.11. <<https://indsr.org.tw/respublicationcon?uid=12&resid=833&pid=1399>>

(40) 「中华人民共和国国防动员法」2010 年 2 月 26 日公布、同年 7 月 1 日施行。中華人民共和國主席令第 25 号。宮尾恵美「中国国防動員法の制定」『外国の立法』No.246, 2010.12, pp.102-124. <<https://doi.org/10.11501/3050577>>

提唱された。2018 年、英雄烈士保護法⁽⁴²⁾ が制定され、英雄烈士を崇敬し、その記念施設を保護する規定等が定められた。2019 年、中国共産党中央及び国務院によって、1994 年の愛国主義教育実施綱要を改定し、愛国主義的ネットコンテンツの強化等を打ち出した「新時代愛国主義教育実施綱要」⁽⁴³⁾ が策定された。2021 年、習近平国家主席は、中国共産党の歴史に関わる文化・観光資源（通称「紅色資源」）⁽⁴⁴⁾ の活用を指示している。これらを踏まえ、2023 年、愛国主義教育に関する文化教育活動の強化等を目的とする愛国主義教育法⁽⁴⁵⁾ が制定された。同法では、愛国主義教育の内容には、国防に関わる意識及び観念が含まれることが定められている（第 6 条）。

(3) 新時代の全国国防教育業務の強化及び改善に関する意見

2022 年 9 月、中国共産党中央委員会、国務院及び中央軍事委員会により、「新時代の全国国防教育業務の強化及び改善に関する意見」（以下「2022 年意見」）が発出された。関係記事⁽⁴⁶⁾ によれば、この意見には、主に次の内容が含まれている。

まず、国防教育の業務体制に関して、中国共産党の指導を強化するため、中国共産党中央委員会の全国国防教育業務指導小組⁽⁴⁷⁾ が全国における全国国防教育を指導し、その事務局を中国共産党中央委員会宣伝部（以下「中央宣伝部」）に置くことが明記された⁽⁴⁸⁾。軍においては、中央軍事委員会国防動員部が調整し、地方軍区が地方政府等と協力して国防教育を行うこととされた。

そのほか、国防教育の意義に関して、全国国防教育は、党の宣伝思想業務の重要な構成部分であり、愛国主義精神を宣揚し、全国民の国防意識を高める手段であると明記された。また、

(41) 2012 年 11 月の中国共産党第 18 回大会以降提示された概念で、「富強、民主、文明、調和、自由、平等、公正、法治、愛国、勤勉、誠実、友好」を内容とする。「中共中央办公厅印发《关于培育和践行社会主义核心价值观的意见》」2013.12.23. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/2013-12/23/content_5407875.htm> 2017 年には、社会主義核心価値観を立法内容等に反映させる方針が決定された。「中共中央办公厅 国务院办公厅印发《关于进一步把社会主义核心价值观融入法治建设的指导意见》」『中华人民共和国国务院公报』2017 年 2 号, 2017.1. <https://www.gov.cn/gongbao/content/2017/content_5160214.htm> また、2018 年の憲法改正により、憲法第 24 条にも盛り込まれている。

(42) 「中华人民共和国英雄烈士保护法」2018 年 4 月 27 日公布、同年 5 月 1 日施行。中華人民共和國主席令第 5 号。岡村志嘉子「中国の英雄烈士保護法」『外国の立法』No.279, 2019.3, pp.97-110. <<https://doi.org/10.11501/11249611>>

(43) 「中共中央 国务院印发《新时代爱国主义教育实施纲要》」2019.11.12. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/2019-11/12/content_5451352.htm>

(44) 中国語原文「红色资源」。习近平「用好红色资源 赓续红色血脉 努力创造无愧于历史和人民的新业绩」2021.9.30. 求是网 <http://www.qstheory.cn/dukan/qs/2021-09/30/c_1127915721.htm>

(45) 「中华人民共和国爱国主义教育法」2023 年 10 月 24 日公布、2024 年 1 月 1 日施行。中華人民共和國主席令第 13 号。湯野基生「【中国】愛国主義教育法の制定」『外国の立法』No.298-1, 2024.1, pp.18-19. <<https://doi.org/10.11501/13127895>>

(46) 「中共中央 国务院 中央军委印发《关于加强和改进新时代全民国防教育工作的意见》」2022.9.1. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/2022-09/01/content_5707818.htm>; 「开创新时代全民国防教育工作新局面—中央宣传部负责人就《关于加强和改进新时代全民国防教育工作的意见》答记者问—」2022.9.1. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/2022-09/01/content_5707821.htm> なお、2022 年意見の全文の内容は確認できていない。

(47) 中国語原文「中央全民国防教育工作领导小组」。詳細は不明であるが、中国共産党中央委員会直属の「議事協調機構」（特定の領域について、組織内で政策の決定や調整等を行うために設けられるグループを「指導小組」といい、中国共産党中央委員会の設ける指導小組は、「議事協調機構」と呼ばれる。対象となる領域に関わる党・政府の代表者から成り、政府に対する党の指導、政策調整等を行う。）の一つと考えられる。

(48) 中央宣伝部の宣伝教育局は、全国国防教育局としての名称も併記されている。「为全民国防教育提供坚强法律保障」2024.9.18. 中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202409/t20240918_439728.html>

全国国防教育の業務の方針として、全国国防教育の強化及び改善には、習近平思想⁽⁴⁹⁾に従い、総合的国家安全観⁽⁵⁰⁾、社会主義核心価値観の実行、党・国・社会主義への国民の愛着と憂患意識の強化等が必要であるとし、各組織の幹部職員、青少年等が重点対象とされた。さらに、国防教育の手段として、国防教育基地の構築、大衆的活動（スピーチ大会、映画上映、スポーツ大会等）の開催、重要政策の宣伝教育との融合、文学・芸術創作の奨励等の方策が示された。先進技術の積極的活用、学問教育体系の構築、兵營の一般開放等を進めることも等も指示された。後述のように、これらの内容は、2024年の国防教育法の改正内容にも反映されている。

2 改正法の制定過程

国防教育法は、2018年、中国共産党及び政府の機構改革に伴う退役軍人事務部（部は日本の省に相当）の設立を受け、一部改正が行われていた⁽⁵¹⁾。2022年以降、再度の改正を行うことが決定され、全人代常務委員会の立法計画に記載された⁽⁵²⁾。中央宣伝部が先頭に立ち、改正草案の作成作業が進められた。2023年12月、中央宣伝思想文化業務指導小組⁽⁵³⁾で審議され、その内容に基づき、改正草案がまとめられた。2024年2月、中央宣伝部から全人代常務委員会弁公庁に対し、当該草案を全人代常務委員会で審議するよう提案がなされた。

2024年4月、全人代常務委員会で、第1回の審議が行われた。この場で行われた立法趣旨の説明によると、今回の法改正の目的は、①国防教育に関する習近平国家主席及び中国共産党中央委員会の方針を法律によって定着させ、②過去百年にない大変革期⁽⁵⁴⁾にある国際情勢に対応し、国防を強化し、③全国国防教育の体制改革の成果に合わせて法規定を整備し、④国防教育の対象範囲を広げ、時代に合ったものにし、実効性を高めることである等と説明された⁽⁵⁵⁾。

同年9月、第2回の審議が行われ、改正法は、同月13日に制定、公布され（中華人民共和国主席令第30号）、全国国防教育の日に当たる同月21日に施行された。

(49) 正式名称は、習近平新時代中国の特色ある社会主義思想（「习近平新时代中国特色社会主义思想」）という。「思想体系」共产党员网 <<https://www.12371.cn/special/xxzd/hxnr/>>

(50) 中国語原文「总体国家安全观」。各領域での国家安全の一体的保障を強調する、習近平政權の安全保障原則。

(51) 「全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国国境卫生检疫法》等六部法律的决定」中国政府网 2018.4.28. <https://www.gov.cn/xinwen/2018-04/28/content_5286510.htm> 2018年4月28日公布、施行。同決定の第3項により、国防教育法第8条第1項の「民政部」が「退役軍人事務部」に改められた。

(52) 審議が正式に始まっておらず、今後準備すべきもの（「预备审议项目」）の一つとされた。「全国人大常委会2022年度立法工作计划」2022.5.6. 中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/cccc2/c30834/202205/t20220506_317718.html>

(53) 中国語原文「中央宣传思想文化工作领导小组」。中国共産党中央委員会直属の「議事協調機構」の一つであり、中央宣伝部を指導する中央宣伝思想業務指導小組が、2023年6月に改称したもの。

(54) 中国語原文「百年未有之大变局」。2017年に習近平国家主席が提示した概念で、アジア諸国の生産力拡大に伴い、国際社会における現状の欧米優位の力関係が変容するという世界情勢認識を指す。

(55) 沈春耀「关于《中华人民共和国国防教育法（修订草案）》的说明—2024年4月23日在第十四届全国人民代表大会常务委员会第九次会议上—」2024.9.13. 中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202409/t20240913_439614.html>

Ⅲ 改正法の概要

1 構成

改正法は、全6章42か条から成る。構成は、次のとおりである。第1章：総則（第1条～第12条）、第2章：学校における国防教育（第13条～第19条）、第3章：社会における国防教育（第20条～第27条）、第4章：国防教育のための保障（第28条～第35条）、第5章：法的責任（第36条～第41条）、第6章：附則（第42条）。以下、改正法の概要を紹介する。

2 総則（第1章）

(1) 目的・原則

改正法における制定目的は、国防教育の普及・強化、愛国主義精神の発揚、国防及び社会主義精神文明の建設の促進とされ（第1条）、2018年改正の国防教育法（以下「旧法」）と変わらない。一方、根拠法として、旧法に明記されていた国防法及び教育法に加え、憲法に基づくことが初めて明記された。

また、旧法では、国防教育について、国防を強固にする基礎である等の意義は示されていたが、国防教育の内容についての説明はなかった。対して改正法では、国防教育は、「愛国主義を核心とし、国防義務の履行を目的とする、国防及び軍の建設に関する理論、知識〔及び〕技能」等に関する教育であり、国として、これを国民全体に展開することが明記された（第2条）。

改正法では、国防教育が堅持すべき方針として、マルクス・レーニン主義及び毛沢東以来の歴代国家指導者の提唱した思想のほか、総合的国家安全観、社会主義核心価値観、中華民族共同体意識⁽⁵⁶⁾等といった、習近平政権で提唱される概念が明記された。また、憂患意識の強化という文言も加えられた（第3条）。さらに、国防教育に対する中国共産党による指導を堅持し、（意思の）集中統一、（各主体の）責任分担、軍・地方の協力という国防教育の指導体制を構築することが明記された（第4条）。

(2) 業務体制

旧法では、国務院が国防教育活動の指導を行うとされていたのに対し、改正法では、中央全国国防教育主管部門（中国共産党中央委員会の全国国防教育業務指導小組）が、全国の国防教育に係る活動の指導、監督等の責任を負う（第5条）こととされた。地方においても、各地方の国防教育活動は、地方の全国国防教育主管部門が指導、監督等の責任を負うこととされた。

また、旧法では、教育、退役軍人事務、文化宣伝等の部門のほか、徴兵等の軍事関係部門が、それぞれの所掌や関係法規に従い、国防教育関係業務に「責任を負う」のに対し、改正法では、国防動員、兵役、退役軍人事務等の主管部門が、国防教育を展開することとされた（第8条）。

そのほか、国民は国防教育を受ける権利と義務を有し、国防教育の普及・強化は社会全体の共同責任であること（第7条）、人民解放軍及び人民武装警察も国防教育を展開すること（第

(56) 中国語原文「铸牢中华民族共同体意识」。習近平政権で提唱される概念であり、中華民族を構成する漢族及び55の少数民族に対し、苦楽・命運等を共にする共同体としての理念を確立させることと説明される。

9条)、社会組織及び個人による、国防教育に役立つ活動を国として支持・奨励すること(第10条)等の規定は、旧法と変わらない。また、毎年9月の第3土曜日を全国国防教育の日とする規定(第12条)は、2001年8月に別途制定された全国国防教育の日の設立に関する決定(Ⅰ2(1)参照)を踏まえたものである。

3 学校における国防教育(第2章)

(1) 国防教育の授業

国防法第45条の規定と同様に、学校における国防教育が、全国国防教育の基礎である等と位置付けられ、教育行政部門が学校における国防教育に対する計画等を強化し、学校が国防教育を授業計画等に盛り込み、国防教育の質及び効果を保証すること等を義務付ける規定(第13条)は、旧法の内容とほぼ変わらない。

小学校及び初級中学(日本の中学校に相当)における国防教育の方針(第14条)では、小学児童に一定の国防に係る意識を備えさせ、初級中学の生徒には、初歩的な国防に係る知識及び技能を習得させるという達成目標が示された。高級中学等及び大学等における国防教育の方針(第15条)においても、それぞれの段階で習得すべき国防関係の知識、技能、観念等が明記された。また、学校における国防教育は、兵役に係る宣伝教育と連携し、兵役に関する児童・生徒・学生の意識を高めること等(第16条)も明記された。

(2) 軍事訓練

高級中学等の生徒や大学等の学生が対象となる軍事訓練について、基本的な実施体制(第17条)は旧法とほぼ変わらない。一方、中央全国国防教育主管部門、國務院教育行政部門、中央軍事委員会関係部門が、軍事訓練の責任を負うこと(第18条)、高級中学等及び大学等における軍事訓練は、学生軍事訓練大綱⁽⁵⁷⁾に従い実施すべきこと、同大綱は、國務院教育行政部門及び中央軍事委員会関係部門によって策定されること(第19条)が新たに明記された。

4 社会における国防教育(第3章)

国の機関に対し、所属する職員への国防教育を義務付ける規定(第20条)は、旧法と変わらない。ただし、旧法では、国の機関の職員は、基本的な国防知識を有すべきとのみ規定されていたのに対し、改正法では、同職員は、国防に係るより高いリテラシーを備え、全国国防教育における模範的役割を果たすべきこととされた。

国の職員に国防教育の研修を行う部署(第21条)、企業等における従業員に対する国防教育の実施義務(第22条)、民兵及び予備役に対する国防教育(第23条)、居民委員会及び村民委員会⁽⁵⁸⁾における国防教育(第24条)については、旧法から大きな改正はない。

(57) 國務院教育部及び中央軍事委員会国防動員部によって2019年に高等教育機関軍事科目教授大綱(「普通高等学校軍事課教学大綱」)が、2021年に高級中学段階学校生徒軍事訓練教授大綱(「高中阶段学校学生军事训练教学大綱」)が改定されている。「教育部 中央军委国防动员部关于印发《普通高等学校军事课教学大綱》的通知」2019.1.11. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-10/23/content_5443949.htm>;「《高中阶段学校学生军事训练教学大綱》印发 高中阶段学生军训不得少于7天」2021.4.17. 中国政府网 <https://www.gov.cn/xinwen/2021-04/17/content_5600328.htm>

(58) 居民委員会は都市部の、村民委員会は農村部の、それぞれ行政末端の下に置かれ、行政補助機能を担う大衆的自治組織をいう。

一方、国防教育の宣伝・報道に関する規定（第 25 条）では、2022 年意見を踏まえ、関係各部門が宣伝・報道の方式を刷新し、中国共産党の歴史に関する文化・観光資源（紅色資源）を活用し、新技術、新製品等を活用し、国防教育を行うべきこととされた。また、各地域、各部門において、重要な祝日や記念日等を利用し、多様な国防教育活動を集中的に行うことを義務付ける条文（第 26 条）が新設された。

国防教育基地⁽⁵⁹⁾とされた施設は、旧法では、小学校、初級中学及び高級中学等の児童・生徒に対し無料開放するとされていたのに対し、改正法では、軍の成員、退役軍人等に対しても無料開放する（第 27 条）とされた。

5 国防教育のための保障（第 4 章）

県級以上の政府に対し、国防教育に係る予算措置を義務付け（第 28 条）、政府以外の組織・個人からの国防教育のための財産等の寄贈を奨励し（第 29 条）、それらの財産に対する横領等を禁止する（第 30 条）規定は、旧法から大きな改正はない。

国防教育基地（第 31 条）についても、その認定要件は、旧法から変わっていない。ただし、旧法では、省級政府の承認が必要であったのに対し、改正法では、区設市⁽⁶⁰⁾級以上の全国国防教育主管部門が、同級の軍事機関と共同で認定できることとされた。

国防教育大綱⁽⁶¹⁾（第 33 条）について、旧法では、国の国防教育業務機構が策定するとされていたのに対し、改正法では、中央全国国防教育主管部門が策定することとされた。

国防教育の教員（第 34 条）の選抜、研修等を行う主体についても、各級の国防教育業務機構（旧法）から、全国国防教育主管部門（改正法）へと変更された。また、国防教育の教員の選抜に当たっては、退役軍人保障法⁽⁶²⁾等の規定を踏まえ、退役軍人を優先すること等が明記された。

兵營の一般開放（第 35 条）について、旧法では、国慶節（10 月 1 日）や全国国防教育の日等に、開放を行うことができるとされていたのに対し、改正法では、関係規定に従い開放することが義務とされている。

6 法的責任（第 5 章）

国の機関、社会組織等が、本法に定める国防教育義務を遵守しなかった場合（第 36 条）、国防教育基地の破壊、その展示品の損壊等があった場合（第 38 条）、国防教育の業務及び活動の秩序を乱し、又は国防教育の名目で財物を詐取した場合（第 39 条）、国防教育の責任を負う公

(59) 軍事訓練に直接関わる施設（少年軍事学校等）、歴史教育の性格が強い施設（戦争記念館等）に大別される。田・兰 前掲注 (30), pp.145-148.

(60) 中国語原文「设区的市」。中国の地方行政区分は、省級、地区級、県級、郷級の 4 階層から成り、区設市とは、地区級の市のうち、下に区が設置されている比較的規模の大きい市をいう。

(61) 国防教育の主な対象である国の機関の職員、児童・生徒・学生、民兵・予備役等に対し施すべき国防教育の内容の大枠等を定めたもの。2006 年、国家国防動員委員会によって「全国国防教育大綱」として策定され、2014 年に改定されている。この文書の全文は、2025 年 5 月現在、国防部のウェブサイト等では確認できていない。「《全民国防教育大綱》由国防动员委员会公布施行」2006.12.5. 中国政府网 <https://www.gov.cn/jrzg/2006-12/05/content_461862.htm>;「《全民国防教育大綱》修订印发」前掲注 (28)

(62) （公的）機関、組織等による採用等では、退役軍人を優遇すべきこと（第 42 条）、国は、愛国主義教育及び国防教育において、退役軍人が積極的な役割を果たせるよう注力すること、企業、政府教育部門、学校等が、退役軍人を招待し、又は招へいし、国防教育、軍事訓練等に参加させることができること（第 61 条）等を定める。

職者の職権濫用、職務怠慢等（第 40 条）等に対する罰則は、旧法の内容とほぼ変わらない。国防教育に係る経費に対する流用等については、旧法にも規定があったが、改正法では、国防教育のため民間等から寄贈された財産に対する横領等についての規定が追加された（第 37 条）。

おわりに

国防教育法の改正は、国防動員体制改革の成果を踏まえ、2022 年意見に基づき、国防教育の体制における中国共産党（特に中央宣伝部）の役割を強化するものであった。中央宣伝部の主導により、2024 年 9 月は「全国国防教育月間」に指定され、特別報道、記念行事等の活動を集中的に行うことが計画された⁽⁶³⁾。また、2025 年 1 月以降、『人民日報』において、各省宣伝部門の責任者が各地の国防教育の取組を紹介する記事⁽⁶⁴⁾が掲載された。これらも、先進的な取組を紹介して、全国の全国国防教育の強化を図る中央宣伝部の宣伝教育の一環であると考えられる。

（ゆの もとお）

(63) 「中共中央宣传部等印发《关于组织开展 2024 年“全国国防教育月”活动的通知》」2024.8.28. 中国政府网 <https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202408/content_6970999.htm>

(64) 例えば、次の記事等がある。赵嘉鸣「以落实新修订国防教育法为契机 凝聚爱国强军的磅礴力量」『人民日报』2025.1.16. <https://paper.people.com.cn/rmrb/pc/content/202501/16/content_30052238.html>; 孙大光「深化全民国防教育 厚植国防安全意识」『人民日报』2025.2.7. <https://paper.people.com.cn/rmrb/pc/content/202502/07/content_30055176.html>

中華人民共和国国防教育法

中华人民共和国国防教育法

(2024 年 9 月 13 日第 14 期全国人民代表大会常務委員会第 11 回会議にて可決、
同日中華人民共和国主席令第 30 号により公布、同年 9 月 21 日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 湯野 基生訳

【目次】

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 学校における国防教育
- 第 3 章 社会における国防教育
- 第 4 章 国防教育のための保障
- 第 5 章 法的責任
- 第 6 章 附則

第 1 章 総則

第 1 条

国防教育の普及及び強化、愛国主義精神の発揚〔並びに〕国防建設及び社会主義精神文明建設⁽¹⁾の促進のため、憲法⁽²⁾並びに「中華人民共和国国防法」⁽³⁾〔及び〕「中華人民共和国教育法」⁽⁴⁾に基づき、この法律を制定する。

* この翻訳は、「中华人民共和国国防教育法」国家法律法規数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE5MWRiNTUyMjAxOTFlYmE5Mzk2YTA4ZjQ%3D>> (2024 年 9 月 13 日改正、同月 21 日施行) を訳出したものである。訳文中 [] 内の語句は、訳者が補ったものである。また、本稿では、中国の法律の原文は、国家法律法規データベース (「国家法律法規数据库」 <<https://flk.npc.gov.cn/index.html>>) から閲覧した。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 5 月 8 日である。なお、翻訳に際しては、「国防教育法」『中国経済六法 2025 年増補版』日本国際貿易促進協会, 2025, pp.32-36 等を参照した。

- (1) 1979 年以降、西側諸国の思想の流入等に対抗するため提唱されているスローガン。白土悟「中国の社会主義精神文明建設における大衆の文化建設に関する考察」『九州大学留学生センター紀要』22 号, 2014.3, pp.69-109. <https://api.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_download_md/4777989/022_p069.pdf> 1982 年制定の憲法第 24 条にも盛り込まれている。
- (2) 「中华人民共和国宪法」2018 年 3 月 11 日改正、施行。第 55 条において、祖国の防衛は、中国国民の神聖な義務であり、兵役は、同国民の荣誉ある義務であると規定されている。2001 年制定、2018 年改正の国防教育法 (以下「旧法」) 第 1 条では、憲法に言及されず、2024 年改正の国防教育法 (以下「改正法」) 本条で、新たに規定された。
- (3) 「中华人民共和国国防法」2020 年 12 月 26 日改正、2021 年 1 月 1 日施行。中華人民共和国主席令第 67 号。第 3 条に、国は、全国民による国防に係る教育 (以下「全国国防教育」) を普及させるとするほか、第 43 条から第 46 条までの条文にも国防教育に関する規定がある。湯野基生「【中国】国防法の改正」『外国の立法』No.286-2, 2021.2, pp.26-27. <<https://doi.org/10.11501/11633271>>
- (4) 「中华人民共和国教育法」2021 年 4 月 29 日改正、同月 30 日施行。第 6 条において、国は、被教育者に対し、愛国主義等の教育を行い、国防等の教育を行うことが規定されている。

第2条

国は、国民⁽⁵⁾全体に、愛国主義を核心とし、国防義務の履行を目的とする、国防及び軍の建設に関する理論、知識〔及び〕技能のほか、科学技術、法律、心理等の面での国防教育を展開する⁽⁶⁾。

国防教育は、国防を建設し、及び強固にする基礎であり、民族の結束力を増強し、全国民の素養を高める重要な手段である。

第3条

国防教育においては、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、「三つの代表」重要思想⁽⁷⁾、科学的発展観⁽⁸⁾〔及び〕習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想⁽⁹⁾を指針とすることを堅持し、総合的国家安全観⁽¹⁰⁾を堅持し、社会主義核心価値観⁽¹¹⁾を養い、及び実践し、中華民族共同体意識⁽¹²⁾を錬成することによって、国民全体の国防観念を増強させ、憂患意識⁽¹³⁾を強化させ、国防に係る知識を習得させ、国防に係る技能を向上させ、法に従い国防に係る義務を履行させる⁽¹⁴⁾。

第4条

国防教育に係る活動⁽¹⁵⁾に対する中国共産党の指導を堅持し、〔意思が〕集中し統一され、〔各主体が〕分担して責任を負い、軍と地方が協力するという国防教育の指導体制を構築する⁽¹⁶⁾。

第5条

中央全国国防教育主管部門⁽¹⁷⁾は、全国の国防教育に係る活動の指導、監督及び統一的

(5) 中国語原文「公民」。

(6) 本条第1項は、改正法で新設された条文である。

(7) 中国語原文「“三个代表”重要思想」。中国共産党は全階級の利益を代表するという江沢民国家主席（在任 1993～2003 年）の指導思想。

(8) 中国語原文「科学发展观」。胡錦濤国家主席（在任 2003～2013 年）の指導思想。調和の取れた社会、持続可能な発展等を強調した。

(9) 中国語原文「习近平新时代中国特色社会主义思想」。習近平国家主席（在任 2013 年～）の指導思想。

(10) 中国語原文「总体国家安全观」。各領域での国家安全の一体的保障を強調する、習近平政権の安全保障原則。

(11) 中国語原文「社会主义核心价值观」。2012 年の中国共産党第 18 回党大会以降提示された概念で、「富强、民主、文明、調和、自由、平等、公正、法治、愛国、勤勉、誠実、友好」を内容とする。また、2018 年の憲法改正により、憲法第 24 条にも規定されている。「中共中央办公厅印发《关于培育和践行社会主义核心价值观的意见》」2013.12.23. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/2013-12/23/content_5407875.htm>

(12) 中国語原文「铸牢中华民族共同体意识」。習近平政権で提唱される概念であり、中華民族を構成する漢族及び 55 の少数民族に対し、苦楽・命運等を共にする共同体としての理念を確立させることと説明される。

(13) 中国語原文「忧患意识」。国や公を憂い、そのために行動しようとする意識。中国共産党第 15 回党大会（1997 年）以降の報告で言及され、習近平政権では特に強調されている。吴德刚「一以贯之增强忧患意识」2018.7.11. 人民网 <<http://theory.people.com.cn/n1/2018/0711/c40531-30139075.html>>

(14) 本条の前半（「中華民族共同体意識を錬成する」まで）は、改正法で新設された内容である。後半については、国防法第 43 条にもほぼ同じ規定がある。「憂患意識を強化させ」という部分は、国防法では 2020 年の改正で、国防教育法では 2024 年の改正で、初めて追加された。

(15) 中国語原文「工作」。本稿では、基本的には「業務」と訳している。ただし、その意味する内容は、日本語の「業務」より広いため、業務とは言えない個人の活動等をも含むと考えられる場合には、「活動」と訳した。

(16) 本条は、改正法で新設された条文である。

(17) 中国語原文「中央全国防教育主管部门」。2022 年から、全国国防教育に係る政策決定及び調整を行うため、中国共産党中央委員会に置かれた中央全国防教育業務指導小組（「中央全国防教育工作领导小组」）を指す。同小組の事務局は、中国共産党中央委員会宣伝部が担当することとされた。「中共中央 国务院 中央军委印发《关于加强和改进新时代全国防教育工作的意见》」2022.9.1. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/2022-09/01/content_5707818.htm>;「开创新时代全国防教育工作新局面—中央宣传部负责人就《关于加强和改进新时代全国防教育工作的意见》答记者问—」2022.9.1. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/2022-09/01/content_5707821.htm>

な計画・調整に責任を負う。中央の国の機関の各部門は、それぞれの職責の範囲内で、国防教育に係る業務に責任を負う。中央軍事委員会の機関の関係部門は、職責の分担に基づき、中央全国国防教育主管部門と協力し、国防教育を展開する。

県級⁽¹⁸⁾以上の地方の全国国防教育主管部門は、当該行政区域内の国防教育に係る活動の指導、監督及び統一的な計画・調整に責任を負う。その他の関係部門は、定められた職責の範囲内で、国防教育に係る業務を展開する。駐屯地の軍事機関⁽¹⁹⁾は、地方の全国国防教育主管部門と協力し、国防教育を展開する。

第6条

国防教育においては、全国民が参加し、長期的に堅持し、実際の効果を追求するという方針⁽²⁰⁾を貫徹し、日常型教育と集中型教育の組合せ、普及型教育と重点型教育の組合せ、理論型教育と行為型教育の組合せという原則⁽²¹⁾を実行し、異なる対象に対し、それに応じた教育内容を設定し、区分し、計画し、実施する。

第7条

中華人民共和国の国民は、等しく国防教育を受ける権利及び義務を有する。

国防教育の普及及び強化は、社会全体の共同責任である⁽²²⁾。

一切の、国の機関及び武装力量⁽²³⁾、各政党及び各人民団体⁽²⁴⁾、企業・事業組織⁽²⁵⁾ [並びに] 社会組織及びその他の組織は、皆等しく、当該地区、当該部門 [及び] 当該組織における国防教育の展開を計画しなければならない⁽²⁶⁾。

第8条

国防動員⁽²⁷⁾、兵役⁽²⁸⁾、退役軍人事務⁽²⁹⁾、国防科学研究生産⁽³⁰⁾、国境・海上防衛⁽³¹⁾、人

(18) 中国の地方行政区分は、省級、地区級、県級、郷級の4階層から成る。

(19) 2001年の国防教育法の解説（「中华人民共和国国防教育法释义」中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/flsyywd/xingzheng/node_2182.htm> 以下「釈義」）によれば、地方の軍組織である省軍区（後掲注(57)）、軍分区（後掲注(60)）、人民武装部（後掲注(62)）等が含まれる。

(20) 中国語原文「全民参与、长期坚持、讲求实效的方针」。国防法第44条にも本条と同じ規定があり、旧法第4条から変わっていない。

(21) 中国語原文「经常教育与集中教育相结合、普及教育与重点教育相结合、理论教育与行为教育相结合的原则」。釈義によれば、日常型教育とは、メディアや文芸作品等を通じ日常的になされる教育をいい、集中型教育とは、全国国防教育の日、少年軍事学校等のように、時間や対象を限定し、集中的に行われる教育をいう。普及型教育とは、国民全体に対する国防関係知識等の普及をいい、重点型教育とは、幹部、青少年、民兵・予備役等の重点対象に行われる教育をいう。理論型教育は、国防関係知識等の学習であり、行為型教育は、軍事技能の習得、心身の強化等の訓練である。

(22) 国防法第43条にも本条と同じ規定がある。

(23) 武装力を意味し、中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊及び民兵から成る。

(24) 特定分野に影響力を持つ全国組織として、各党派、業界団体等の代表により構成される人民政治協商会議への参加資格を有する団体。

(25) 中国語原文「企业事业组织」。

(26) 国防法第45条にも本条と同じ規定がある。

(27) 習近平政権の国防動員体制改革に伴い、中央軍事委員会に新設された国防動員部及び省級以下の地方に置かれる国防動員弁公室を指すと考えられる。主な関係法律に、国防動員法（「中华人民共和国国防动员法」2010年2月26日公布、同年7月1日施行。中華人民共和国主席令第25号）がある。宮尾恵美「中国国防動員法の制定」『外国の立法』No.246, 2010.12, pp.102-124. <<https://doi.org/10.11501/3050577>>

(28) 兵役業務の主管部門は、国防部及びその指導を受ける地方政府の徴兵弁公室であると考えられる。

(29) 國務院の退役軍人事務部（部は日本の省に相当）及びその指導を受ける地方政府の関係部門を指す。

(30) 國務院の国家国防科学技術工業局（「国家国防科技工业局」）及びその指導を受ける地方政府の関係部門を指す。

(31) 国家辺境・海上防衛委員会（「国家边海防委员会」）及びその指導を受ける地方政府の関係部門を指す。

民防空⁽³²⁾、国防交通⁽³³⁾等の業務の主管部門は、この法律及び関係法規の規定に基づき、国防教育を展開する。

工会⁽³⁴⁾、共産主義青年団⁽³⁵⁾、婦女連合会⁽³⁶⁾その他大衆団体組織⁽³⁷⁾は、それぞれの活動の範囲内で、国防教育を展開しなければならない。

第9条

中国人民解放軍[及び]中国人民武装警察⁽³⁸⁾部隊は、中央軍事委員会の関係規定に基づき、国防教育を展開する。

第10条

国は、社会組織及び個人が、国防教育に役立つ活動を展開することを支持し、奨励する。

第11条

国防教育に係る活動において顕著な貢献をした組織及び個人に対し、国の関係規定に基づき表彰[及び]報奨が行われる。

第12条

毎年9月の第3土曜日を全国国防教育の日とする⁽³⁹⁾。

第2章 学校における国防教育

第13条

学校における国防教育は、全国国防教育の基礎であり⁽⁴⁰⁾、素養教育⁽⁴¹⁾を実施する上での重要な内容である。

教育行政部門は、国防教育を業務計画に盛り込み、学校における国防教育に対する計画、指導及び監督を強化し、かつ、学校における国防教育に係る活動に対し、定期的に審査を行うものとする。

学校は、国防教育を学校の業務及び授業計画に盛り込み、効果的な措置を講じ、国防教育の質及び効果を保証しなければならない。

(32) 人民防空とは、人民大衆を動員して敵の空襲から国及び人民の生命財産を防護するために取る措置と行動をいう(茅原郁生編『中国軍事用語事典』蒼蒼社、2006、p.236)。主な関係法律に、人民防空法(「中华人民共和国人民防空法」2009年8月27日改正、施行)がある。人民防空に係る業務については、人民防空弁公室が担当していると考えられる。

(33) 国防動員のための部隊・物資の移送等に係る業務。交通戦備弁公室が関係業務を担当していると考えられる。主な関係法律に、国防交通法(「中华人民共和国国防交通法」2016年9月3日公布、2017年1月1日施行。中華人民共和国主席令第50号)がある。岡村志嘉子「【中国】国防交通法の制定」『外国の立法』No.269-1、2016.10、pp.26-27。<<https://doi.org/10.11501/10202195>>

(34) 中国共産党の指導下にある人民団体の一つ。労働組合に相当する。

(35) 中国共産党の指導下にある人民団体の一つ。14歳以上の青少年を組織する。

(36) 中国共産党の指導下にある人民団体の一つ。女性の権利・利益の保護等を目的とする。

(37) 中国語原文「群团组织」。特定分野に影響力を持つ全国組織である人民団体及び大衆団体を総称したもの。

(38) 人民解放軍及び民兵と共に、中国の「武装力量」を形成する。湯野基生「【中国】人民武装警察法の改正」『外国の立法』No.285-1、2020.10、pp.28-29。<<https://doi.org/10.11501/11553733>>

(39) 本条は、旧法第12条を改正したものである。同条では、国として、全国国防教育の日を設けるとのみ規定されていたのに対し、本条では、全国国防教育の日の設立に関する全国人民代表大会常務委員会決定(「全国人民代表大会常務委員会关于设立全国防教育日的決定」2001年8月31日公布、施行)の内容が反映されている。

(40) 国防法第45条にも本条と同じ規定がある。

(41) 中国語原文「素质教育」。知力以外の要素を含め、児童・生徒の素養・資質を全面的に高めるための教育をいう。

第 14 条

小学校及び初級中学⁽⁴²⁾は、国防教育の内容を関係課程に組み込み、教室での授業と課外活動を組み合わせ、小学生に一定の国防に係る意識を備えさせ、初級中学の生徒に初歩的な国防に係る知識及び国防に係る技能を習得させなければならない⁽⁴³⁾。

小学校及び初級中学は、児童・生徒⁽⁴⁴⁾が、国防教育をテーマとする少年軍事学校⁽⁴⁵⁾活動を展開することを計画することができる。教育行政部門、共産主義青年団その他の関係部門は、少年軍事学校の活動に対する指導及び管理を強化しなければならない。

小学校及び初級中学は、必要に応じ、学外指導員を招へいし、学校において多様な形式の国防教育活動を展開することに協力させることができる。

第 15 条

高級中学段階の学校⁽⁴⁶⁾では、関係課程において専門的な国防教育の内容を配分し、教室での授業と軍事訓練を組み合わせ、生徒に国防に係る基本的な理論、知識及び技能を習得させ、国防に係る基本的な観念を持たせなければならない⁽⁴⁷⁾。

普通的高等教育機関では、国防教育の課程を設け、国防教育の関係学科の設置を強化し、多様な形式の国防教育活動を展開し、学生に必要な国防に係る理論、知識及び技能を習得させ、国防に係るより強固な観念を持たせなければならない。

第 16 条

学校における国防教育では、兵役に係る宣伝教育と組み合わせ、法に従い兵役に服するという児童・生徒・学生の意識を増強させ、兵役に服することは荣誉であるという良好な気風を作り出さなければならない⁽⁴⁸⁾。

第 17 条

普通的高等教育機関〔及び〕高級中学段階の学校は、規定に従い、学生・生徒の軍事訓練を計画しなければならない⁽⁴⁹⁾。

普通的高等教育機関〔及び〕高級中学段階の学校の学生・生徒の軍事訓練は、軍事訓練に責任を負う学校内の機構又は軍事教員により計画され、実施されなければならない。

学校による軍事訓練活動の計画では、措置を講じ、安全に係る保障を強化しなければならない。

(42) 前期中等教育であり、日本の中学校に相当する。中国の普通教育の学校教育は、小学校、初級中学、高級中学（日本の高等学校に相当）及び高等教育機関（大学等）によって行われる。

(43) 本項後半（「小学生に一定の国防に係る知識を備えさせ」以下）は、改正法で新たに加えられた内容である。

(44) 中国語原文は「学生」。本稿では、初等教育を受ける者を児童、中等教育を受ける者を生徒、高等教育を受ける者を学生と訳す。

(45) 中国語原文「少年军校」。児童・生徒の愛国心の向上等を目的として、共産主義青年団及びその指導を受ける少年先鋒隊等によって実施される軍事訓練、キャンプ等の課外活動又はその活動場所。「少年军校」中国共青团 <https://www.gqt.org.cn/xxgk/zd gz/202209/t20220921_789703.htm>

(46) 高級中学のほか、職業教育の体系において高級中学に相当する職業高級中学、中等専門学校等を指すと考えられる。

(47) 本項後半（「生徒に国防に係る基本的な理論、知識及び技能を習得させ」以下）は、改正法で新たに加えられた内容である。

(48) 本条は、改正法で新設された条文である。兵役法（「中华人民共和国兵役法」2021年8月20日改正、同年10月1日施行。中華人民共和国主席令第95号）第12条には、国が「兵役に係る宣伝教育を強化し、法に従い兵役に服するという国民の意識を増強させ、兵役に服することは荣誉であるという良好な社会的雰囲気を作り出す」よう措置を講じると規定されている。

(49) 国防法第45条第4項後段にも本条第1項と同じ規定がある。

駐屯地の軍事機関は、学校が学生・生徒の軍事訓練を計画することに協力しなければならない。

第 18 条

中央全国国防教育主管部門、國務院教育行政部門〔及び〕中央軍事委員会の機関の関係部門は、全国の学生・生徒の軍事訓練に係る活動に責任を負う。

県級以上の地方政府の教育行政部門及び駐屯地の軍事機関は、学生・生徒の軍事訓練活動に対する計画、指導及び監督を強化するものとする⁽⁵⁰⁾。

第 19 条

普通の高等教育機関〔及び〕高級中学段階の学校は、学生軍事訓練大綱⁽⁵¹⁾に従い、軍事技能の訓練を強化し、学生・生徒の意思〔及び〕品性を錬磨し、組織の規律性を増強し、軍事訓練の水準を高めなければならない。

学生軍事訓練大綱は、國務院の教育行政部門〔及び〕中央軍事委員会の機関の関係部門が共同で策定する⁽⁵²⁾。

第 3 章 社会における国防教育

第 20 条

国の機関は、それぞれの業務の性質及び特徴に基づき、多様な形式を採用し、職員に対し国防教育を行わなければならない。

国の機関の職員は、国防に係るより高いリテラシーを備え、全国国防教育において率先垂範する役割を果たさなければならない⁽⁵³⁾。国防建設の事業に従事する国の機関⁽⁵⁴⁾の職員は、職責の履行に必要となる、国防に係る理論、知識及び技能等⁽⁵⁵⁾を学習し、及び習得しなければならない。

各地区〔及び〕各部門の指導者は、法に従い、当該地区〔及び〕部門における国防教育の展開を計画し、指導するという職責を履行しなければならない。

第 21 条

国の職員の研修に責任を負う各種教育担当部署は、国防教育を研修計画に組み込み、適切な国防教育の課程を設置しなければならない。

(50) 本条は、改正法で新設された条文である。

(51) 中国語原文「学生军事训练大纲」。國務院教育部及び中央軍事委員会国防動員部によって 2019 年に改訂された高等教育機関軍事科目教授大綱（「普通高等学校军事课教学大纲」）、2021 年に改訂された高級中学段階学校生徒軍事訓練教授大綱（「高中阶段学校学生军事训练教学大纲」）を指すと考えられる。「教育部 中央军委国防动员部关于印发《普通高等学校军事课教学大纲》的通知」2019.1.11. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-10/23/content_5443949.htm>;「《高中阶段学校学生军事训练教学大纲》印发 高中阶段学生军训不得少于 7 天」2021.4.17. 中国政府网 <https://www.gov.cn/xinwen/2021-04/17/content_5600328.htm>

(52) 本条は、改正法で新設された条文である。

(53) 本条第 1 項及び第 3 項は、旧法第 18 条と同じであるが、同条第 2 項前段では「国の機関の職員は、国防に係る基本的な知識を備えていなければならない」と規定されており、本条第 2 項前段と異なる。なお、国防法第 45 条では、「公職者は、国防教育に積極的に参加し、国防に係るリテラシーを高め、全国国防教育において率先垂範する役割を果たさなければならない」と規定されている。

(54) 積義によれば、徴兵（兵役）、国防科学研究生産、人民防空、国防交通等の機関を指す。

(55) 本条第 2 項後段は、旧法第 18 条第 2 項後段とほぼ同じであるが、この部分は、旧法では「国防に係る知識」とのみ規定されていた。

国は、必要に応じ、地方及び部門の責任者を選抜して関係する軍事学校に推薦し、研修を受けさせ、指導の職責を履行する上で必要となる国防に係る理論、知識及び技能等⁽⁵⁶⁾を学習させ、及び習得させる。

第22条

企業・事業組織は、国防教育に従業員教育計画に盛り込み、政治教育、業務研修、文化・体育等の活動と組み合わせ、従業員に対し国防教育を行わなければならない。

国防科学技術の生産、国防施設の建設、国防交通の保障等の任務を担う企業・事業組織は、担うところの任務に基づき、それに応じた国防教育計画を策定し、焦点を絞って従業員に国防教育を行わなければならない。

社会組織は、それぞれの活動の特徴に基づき、国防教育を展開しなければならない。

第23条

省軍区⁽⁵⁷⁾（衛戍区⁽⁵⁸⁾〔及び〕警備区⁽⁵⁹⁾）、軍分区⁽⁶⁰⁾（警備区）並びに県、自治県、区を設けていない市〔及び〕市管轄区⁽⁶¹⁾の人民武装部⁽⁶²⁾は、国及び軍の関係規定に従い、政治教育及び組織肅正、軍事訓練、雑役実施⁽⁶³⁾、徴兵業務並びに重要な祝日・記念日の活動と組み合わせ、民兵⁽⁶⁴⁾に対し国防教育を行う。

民兵に係る国防教育においては、基幹民兵⁽⁶⁵⁾及び指導の職務を担う民兵を重点とし、制度を構築し、及び整備し、教育の対象者、時間及び内容〔に係る規定〕の実施が保証されなければならない。

予備役の所属する組織は、関係規定に従い、予備役の教育訓練を展開しなければならない⁽⁶⁶⁾。

第24条

居民委員会〔及び〕村民委員会⁽⁶⁷⁾は、国防教育を社会主義精神文明建設の内容に盛り込み、徴兵業務、軍とその家族への優遇⁽⁶⁸⁾並びに重要な祝日〔及び〕記念日の活動と組み合わせ、居民〔及び〕村民に対し国防教育を行わなければならない。

(56) 本条は、旧法第17条とほぼ同じであるが、この部分は、旧法では「国防に係る知識」とのみ規定されていた。

(57) 各地方行政区（前掲注(18)）のうち、省級の行政区（省・自治区）に置かれる軍組織をいう。

(58) 首都である北京市（直轄市（省級））に置かれる軍組織をいう。

(59) 各地方行政区（前掲注(18)）のうち、北京市以外の直轄市（省級）及びその他の重要な市（地区級）に置かれる軍組織をいう。

(60) 各地方行政区（前掲注(18)）のうち、地区級の行政区（市・自治州等）に置かれる軍組織をいう。

(61) 中国語原文「市辖区」。直轄市及び区設市（後掲注(74)）に設けられた行政区画をいう。県級行政区に相当する。

(62) 県級以下の行政区において、民兵（後掲注(64)）の管理や兵役業務等を行う組織をいう。茅原編 前掲注(32), pp.235-236.

(63) 中国語原文「执行勤务」。

(64) 生産活動に従事しながら、人民解放軍を支援する予備戦力であり、人民解放軍、人民武装警察と共に、中国の「武装力量」を形成する。茅原編 前掲注(32), pp.406-408.

(65) 中国語原文「基干民兵」。28歳以下で退役した将兵及び軍事訓練を受けた者等から構成される。

(66) 本条は、旧法第20条を改正したものである。同条第1項及び第2項では、予備役人員についても規定されていたが、本条第1項及び第2項では削除され、同第3項が新設された。なお、予備役人員の訓練については、予備役人員法（「中华人民共和国预备役人员法」2022年12月30日公布、2023年3月1日施行。中華人民共和國主席令第127号）第24条～第27条等に規定がある。

(67) 居民委員会は都市部の、村民委員会は農村部の、それぞれ行政末端の下に置かれ、行政補助機能を担う大衆的自治組織をいう。

(68) 中国語原文「拥军优属」。

居民委員会〔及び〕村民委員会は、退役軍人を招へいし、国防教育の展開に協力させることができる。

第25条

文化・観光、報道・出版⁽⁶⁹⁾、ラジオ・テレビ、映画⁽⁷⁰⁾、ネットワーク情報⁽⁷¹⁾等の部門及び組織は、形勢及び任務の求めるところに基づき、宣伝・報道の方法を刷新し、中国共産党の歴史に関する文化・観光資源⁽⁷²⁾による教育的機能の発揮、優れた文学・芸術作品の発表、先進的模範事例の宣伝・発信、新しいプラットフォーム・技術・製品の運用等の形式及び手段によって⁽⁷³⁾、国防教育を展開するものとする。

中央並びに省、自治区、直轄市及び区設市⁽⁷⁴⁾のラジオ局、テレビ局、雑誌・新聞、ニュースサイト等のメディアは、国防教育の番組又はコーナーを設け、国防知識を普及させなければならない。

第26条

各地区〔及び〕各部門は、重要な祝日、記念日及び重要なテーマ活動等を利用し、大衆的国防教育活動を広範に展開しなければならない。〔また、〕全国国防教育の日には、テーマが鮮明で、多様な形式の国防教育活動を集中的に展開しなければならない⁽⁷⁵⁾。

第27条

英雄烈士の記念施設⁽⁷⁶⁾、革命〔関係〕旧跡⁽⁷⁷⁾及びその他の国防教育機能を有する博物館、記念館、科学技術館、文化館⁽⁷⁸⁾、青少年宮⁽⁷⁹⁾等の場所においては、国民が国防教育を受けるための便宜を提供し、組織的な国防教育活動に対し、無料〔措置〕又は優遇〔措置〕を実施しなければならない。

国防教育基地⁽⁸⁰⁾は、軍の成員、退役軍人及び児童・生徒・学生に対し無料で開放され⁽⁸¹⁾、

(69) 國務院の国家新聞出版署及びその指導を受ける地方政府の関係部門を指す。

(70) 國務院の国家電影局及びその指導を受ける地方政府の関係部門を指す。

(71) 國務院の国家インターネット情報弁公室及びその指導を受ける地方政府の関係部門を指す。

(72) 中国語原文「红色资源」。习近平「用好红色资源 赓续红色血脉 努力创造无愧于历史和人民的新业绩」2021.9.30. 求是网 <http://www.qstheory.cn/dukan/qs/2021-09/30/c_1127915721.htm>

(73) 本条は、旧法第22条を改正したものである。同条第1項では、単に「多様な形式を採用し、国防教育を展開する」ことが義務付けられていた。改正法では、新時代の全国国防教育の強化及び改善に関する意見（「中共中央 国务院 中央军委印发《关于加强和改进新时代全民国防教育工作的意见》」前掲注(17)）の内容を踏まえ、本項後半の「宣伝・報道の方法を刷新し」以下の規定が追加された。

(74) 中国語原文「设区的市」。省級の下に属する行政区である地区級の市のうち、下に区が設置されている比較的規模の大きい市をいう。

(75) 本条は、「新時代の全国国防教育の強化及び改善に関する意見」の内容を踏まえ、新設された条文である。

(76) 中国語原文「英雄烈士纪念馆」。英雄烈士保護法（「中华人民共和国英雄烈士保护法」2018年4月27日公布、同年5月1日施行。中華人民共和國主席令第5号）では、英雄烈士の記念施設に対し、無料で社会に開放し、英雄烈士を追悼し、記念・教育の活動を行うこと等が義務付けられている（第9条）。岡村志嘉子「中国の英雄烈士保護法」『外国の立法』No.279, 2019.3, pp.97-110. <<https://doi.org/10.11501/11249611>>

(77) 中国語原文は「革命旧址」。中国の歴史観に基づく近代以降の「革命闘争」及び中国共産党による革命の歴史に関係する場所、建造物等をいう。

(78) 中国語原文「文化馆」。地域住民に対し文化講演会、講座、研修、芸術鑑賞会等を実施する施設。

(79) 中国語原文「青少年宮」。青少年のための課外活動施設。

(80) 本法第31条に規定がある。軍事訓練に直接関わる施設（少年軍事学校等）、歴史教育の性格が強い施設（戦争記念館等）に大別される。田佳・兰兰「国防教育基地建设现状、问题与对策建议—以实训类国防教育基地为例—」『西部学刊』2023年6期, 2023.3, pp.145-148.

(81) 本条は、旧法第23条を改正したものであるが、同条では、無料で開放することを義務付けられたのは、旧法第28条（改正法第31条に相当）に定める国防教育基地のみであり、かつ、全国国防教育の日以外の日に無料入場を認められたのは、団体の（高級及び初級）中学生徒並びに小学児童に限定されていた。

全国国防教育の日には、社会に無料で開放されなければならない。

第4章 国防教育のための保障

第28条

県級以上の人民政府は、国防教育を国民経済及び社会発展計画並びに年度計画に盛り込み⁽⁸²⁾、国防教育の経費を予算に盛り込むものとする。

国の機関、事業組織〔及び〕大衆団体組織が、国防教育を展開する上で必要とする経費については、当該組織の予算経費内の支出に計上する。

企業が国防教育を展開する上で必要とする経費については、当該組織の従業員教育の経費内の支出に計上する。

学校が学生の軍事訓練を計画する上で必要とする経費については、国の関係規定に従い執行する。

第29条

国は、企業・事業組織、社会組織及び個人が、財産を寄附し、国防教育の展開を金銭的に支援することを奨励する。

企業・事業組織、社会組織及び個人が国防教育を金銭的に支援した財産は、国防教育分野の関係組織が、法に従い管理する。

国は、企業・事業組織、社会組織及び個人が、国防教育上の意義を有する所蔵物品を提供し、又は寄贈し、国防教育に使用させることを奨励する。使用する組織は、提供された使用物品を適切に保管し、使用が完了すれば速やかに返還しなければならない。

第30条

国防教育の経費並びに企業・事業組織、社会組織及び個人が国防教育を金銭的に支援した財産については、必ず国防教育の事業に用いなければならない、いかなる組織又は個人も、横領し、流用し、〔又は〕搾取してはならない。

第31条

次に掲げる条件を備える場所については⁽⁸³⁾、区設市級以上の全国国防教育主管部門が、同級の軍事機関との共同により⁽⁸⁴⁾、国防教育基地に認定することができる。

- (1) 明確な国防教育のテーマに係る内容を有すること。
- (2) 健全な管理機構及び規則・制度を有すること。
- (3) 相応の国防教育に係る施設を有すること。
- (4) 必要な経費に係る保障を有すること。
- (5) 顕著な社会教育上の効果を有すること。

国防教育基地については、建設が強化され、絶えず整備され、国防教育の機能を十分に発

(82) 国防法第46条にも本条と同じ規定がある。

(83) 本条は、旧法第28条を改正したものであるが、同条では、第1項冒頭に「この法律の第23条に定める場所のうち」という文言が挿入されていた。旧法第23条は、改正法第27条に相当し、その定める場所とは、英雄烈士の記念施設等の場所を指す。旧法では、国防教育基地に認定できる場所に対し制約があったのに対し、改正法ではその制約が緩和されたと考えられる。

(84) 旧法第28条第1項では、この部分は「省、自治区〔及び〕直轄市の人民政府の承認を経て」認定することができるとされていた。

揮するものでなければならない。

各級の全国国防教育主管部門は、関係部門との共同により、国防教育基地に対する計画、建設及び管理を強化し、かつ、その機能を発揮させるため、必要な保障を提供するものとする。

認定された国防教育基地が、本条第1項に規定する条件を満たさなくなったときは、認定した機関がその認定を取り消す⁽⁸⁵⁾。

第32条

各級の人民政府は、国防教育上の意義のある文化財に対する調査、登録及び保護に係る活動を強化するものとする。

第33条

全国国防教育においては、統一的な国防教育大綱⁽⁸⁶⁾を使用する。国防教育大綱は、中央全国国防教育主管部門により計画され、策定される。

異なる種別、異なる地域の教育対象に適用される国防教育の教材については、国防教育大綱に依拠し、関係部門又は地方が当該部門〔又は〕地方の特徴を踏まえて編集〔及び〕審査を計画しなければならない。

第34条

各級の全国国防教育主管部門は、関係部門が国防教育の教員の選抜、研修及び管理に係る業務を遂行するよう計画し、〔及び〕調整し、国防教育の教員人材群の形成を強化しなければならない。

国防教育の教員については、国防教育事業を深く愛し、確固たる国防に係る理論、知識及び必要な軍事技能を有する者の中から選抜し、〔複数の候補者が〕同等の条件である場合には、退役軍人を優先的に採用し、〔又は〕招へいしなければならない⁽⁸⁷⁾。

第35条

中国人民解放軍〔及び〕中国人民武装警察部隊は、必要に応じ、関係規定に従い、組織的な国防教育活動のため軍事教員を選抜して派遣し、必要な軍事訓練の場所、施設、機材その他の便宜となる条件を提供するものとする。

承認を受けた兵営は、軍の関係規定⁽⁸⁸⁾に従い、社会に開放されなければならない⁽⁸⁹⁾。

(85) 本項は、旧法第28条第2項とほぼ同じである。

(86) 国防教育の主な対象である国の機関の職員、児童・生徒・学生、民兵・予備役等に対し施すべき国防教育の内容の大枠等を定めたもの。旧法第30条では、国の国防教育業務機構が策定すると定められ、これに基づき、2006年、国家国防動員委員会によって「全国国防教育大綱」として策定された。「《全国防教育大綱》由国防動員委員会公布施行」2006.12.5. 中国政府網 <https://www.gov.cn/jrzq/2006-12/05/content_461862.htm> 同大綱は、2014年に改定されている。2025年5月現在、国防部のウェブサイト等では確認できていない。「《全国防教育大綱》修订印发」2014.7.12. 共产党员网 <<https://news.12371.cn/2014/07/12/ARTI1405120565893281.shtml>>

(87) 退役軍人保障法（「中华人民共和国退役军人保障法」2020年11月11日公布、2021年1月1日施行。中華人民共和國主席令第63号）は、（公的）機関、組織等による採用等では、退役軍人を優遇すべきこと（第42条）を定める。また、国は、愛国主義教育及び国防教育の活動において、退役軍人が積極的な役割を果たせるよう注力すること、企業、政府教育部門、学校等が、退役軍人を招待し、又は招へいし、国防教育、軍事訓練等に参加させることができること等を定める（第61条）。

(88) 2017年制定の中国人民解放軍兵営開放規則（「中国人民解放军军营开放办法」）を指すと考えられる。同規則は、開放する対象、時期、公開してよい内容等について規定している。「国家国防教育领导小组办公室领导就学习贯彻《中国人民解放军军营开放办法》答记者问」2017.10.12. 中国軍網 <http://www.81.cn/dblj/2017-10/12/content_7784711.htm>

(89) 本条は、旧法第32条を改正したものであるが、同条では、国慶節（10月1日）、軍創設記念日（8月1日）及び全国国防教育の日において、承認を受けた兵営は、社会に開放できるとされていた。

第5章 法的責任

第36条

国の機関、人民団体、企業・事業組織並びに社会組織及びその他の組織が、この法律の規定に違反し、国防教育に係る活動の展開を拒否したときは、関係部門又は上級機関が批判による教育⁽⁹⁰⁾を行い、かつ、期限を付して是正を命じる。[違反者が] 是正を拒否し、悪い影響を及ぼしたときは、責任を有する指導者及び直接の責任者に対し、法に従い処分を行う。

第37条

この法律の規定に違反し、国防教育の経費又は企業・事業組織、社会組織[若しくは] 個人が金銭的に援助した国防教育の財産を横領し、流用し、[又は] 搾取したときは、関係主管部門が期限を付して返還を命じる。責任を有する指導者及び直接の責任者に対しては、法に従い処分を行う。処分を適用しない者については、関係主管部門が法に従い別途処分を行う⁽⁹¹⁾。

第38条

国防教育基地の施設を占拠し、[又は] 破壊し、展示品[又は] 機材を損壊したときは、関係主管部門が批判による教育を行い、かつ、期限を付して是正を命じる。関係する責任者は、法に従い相応の民事責任を負わなければならない。治安管理中に違反する行為を構成するときは、法に従い治安管理処罰⁽⁹²⁾を行う。

第39条

騒動を起こし、国防教育に係る業務及び活動の秩序を乱し、又は偽って国防教育の名を用いて、財物をだまし取ったときは、関係主管部門が批判による教育を行い、かつ、差止めを行う。人身、財産又は他の損害を及ぼしたときは、法に従い相応する民事責任を負わなければならない。治安管理中に違反する行為を構成するときは、法に従い治安管理処罰を行う。

第40条

国防教育の責任を負う公職者が、職権を濫用し、職務をおろそかにし、又は私情にとらわれて不正を働いたときは、法に従い処分を行う。

第41条

この法律の規定に違反し、犯罪を構成するときは、法に従い刑事責任を追及する。

第6章 附則

第42条

この法律は、2024年9月21日から施行する。

(ゆの もとお)

(90) 中国語原文「批评教育」。

(91) 本条は、旧法第34条を改正したものである。改正法では、「企業・事業組織、社会組織[若しくは] 個人が金銭的に援助した国防教育の財産」及び「処分を適用しない者」に関する規定等が追加された。「処分を適用しない者」とは、行政処分又は党規律上の処分の対象とならない国の機関の非正規職員等を指し、それらに対しては、別に懲戒(中国語原文「处理」)を行うこととされる。「密码政策问答(一百零四)」2020.4.19. 国家密码管理局 <https://www.oscca.gov.cn/sca/xxgk/2020-04/19/content_1060713.shtml>

(92) 刑事処罰には当たらない軽微な違法行為に対し、公安機関が行う行政処罰であり、警告、過料、拘留、許可取消しを含む。